

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

件 名 帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式

委託代金額金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

月額金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

上記消費税及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、委託代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

国立大学法人北海道国立大学機構 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間において、帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式 (以下「食堂業務」という。) の実施に関し、上記の代金額で、次のとおり委託契約を締結するものとする。

第 1 条 食堂業務は、別紙仕様書に基づき行うものとする。

第 2 条 契約期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 代金の支払いは、月払いとする。

2 乙は、毎月業務完了後に当該月の業務完了報告書及び請求書を作成し、帯広畜産大学管理課に送付すべきものとする。

3 甲は、乙から適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

第 4 条 乙は、食堂業務の実施に当たり食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)その他関係法令等を遵守し、教育機関における給食業務であることを十分認識して、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第 5 条 甲は、食堂業務に必要と認める施設、設備及び備品並びに消耗品 (以下「施設等」という。) として、仕様書に定める施設等を、乙に無償で使用させるものとする。

第 6 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、施設等を使用しなければならない。

第 7 条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又は毀損した場合、その損害を賠償しなければならない。

第 8 条 乙は、施設等を食堂業務以外に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。

第 9 条 乙は、この契約による食堂業務を第三者に実施させてはならない。

第 10 条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒、又は伝染病等の被害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第 11 条 乙は、この契約期間中において知り得た甲の業務の秘密について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 この契約が終了した後も同様の扱いとする。

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める契約を履行しなかったとき、又は正当な理由なく甲の指示に従わなかったときは、この契約を解除することができる。

第 13 条 甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに文書により相手方に申し出て、その同意を得なければならない。

第 14 条 委託期間が満了するとき、又は前 2 条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託期間終了日までに施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

第 15 条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを円満に解決するものとする。

第 16 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議のうえ、書面により定めるものとする。

第 17 条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人北海道国立大学機構が定める役務請負契約基準によるものとする。

第 18 条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため本契約書を 2 通作成し、甲・乙は記名のうえ押印し、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地  
国立大学法人北海道国立大学機構  
理事長 長谷山 彰

乙